○経済産業省告示第百九十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年八月十六日から施行する。

なお、平成二十七年経済産業省告示第百五十九号（水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）は、平成二十九年八月十五日限り、廃止する。

平成二十九年八月十日

経済産業大臣　世耕　弘成

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条の規定に基づき、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を次のとおり行ない、昭和三十九年四月通商産業省告示第二百三号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入に必要な事項の公表（第一回）を行なう等の件）は、廃止し、昭和四十一年五月一日から適用する。		
一　［略］		
二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。		
第1　次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物		
地域	貨物	
	項目番号	貨物名
［略］		
三の9の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）	0302・36 0302・91―2 0302・99―1 0302・99―2―(2) 0304・49―2 0304・59―2	みなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。）
［略］		
第2　ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀		
1　三の9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（第1の表中三の9の(1)に掲げる国を除く国又		

改正前		
輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条の規定に基づき、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を次のとおり行ない、昭和三十九年四月通商産業省告示第二百三号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入に必要な事項の公表（第一回）を行なう等の件）は、廃止し、昭和四十一年五月一日から適用する。		
一　［略］		
二　輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。		
第1　次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物		
地域	貨物	
	項目番号	貨物名
［略］		
三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域（当該国又は地域を原産地とする場合に限る。）	0302・36 0302・91―2 0302・99―1 0302・99―2―(2) 0304・49―2 0304・59―2	みなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。）
［略］		
第2　ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品並びに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等		
1　三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（第1の表中三の9の(1)に掲げる国を除く国又		